

環水大大発第 1906123 号
令和元年 6 月 12 日

各

都	道	府	県
大気汚染防止法政令市			

 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに
建築物等の解体等工事が開始された事案等について

平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発第 1711201 号にて、事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等についてお知らせしたところであるが、今般、今年 1 月末までの状況を別紙 1 のとおり取りまとめたのでお知らせする。

発注者及び施工業者等への指導の徹底が必要な事案が引き続きみられるところであり、今後、同種の事案の発生を防止するため、下記について留意の上、対応をお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 事案の発生原因について

今回の取りまとめ結果によると、特定建築材料が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案は 147 件であった。発生原因としては、法規制の認識不足が 47 件と最も多く、設計図書・外観で確認できない箇所であったことが 33 件、発注者から受注者への伝達不備等情報共有の不徹底が 17 件と続いた。

2 事案の発生原因を踏まえた留意事項等について

同種の事案の発生を防止するための留意事項としては、平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発第 1711201 号にて示した事項と同様であるが、今回の取りまとめ結果によると、平成 30 年度においては、設計図書・外観で確認できない箇所から特定建築材料が見つかる事案が最多であり、また、法規制の認識不足を原因とする事案も引き続き多い。

事前調査を行ったものの解体が始まらなないと確認できない箇所がある場合、適切な時期に当該箇所における特定建築材料の有無について確認がなされるよう、解体等工事の受注者に対して指導されたい。また、解体等工事を行う建築物等に特定建築材料が使用

されている場合の特定粉じん排出等作業届出や作業基準の遵守の徹底に加え、特に天井板の裏側などの隠蔽部では、それ自体には特定建築材料が使用されていない場合であっても、周囲の吹付け石綿などが付着している可能性があることから、そのような場所の調査、解体等工事の際には飛散防止対策を実施するよう併せて指導されたい。

なお、別添のとおり、平成 30 年 4 月 20 日付けの事務連絡で、平成 30 年 4 月 20 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知で建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について関係団体の長に対して通知された旨をお知らせしたところであり、こちらについても参考にされたい。

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに 建築物等の解体等工事が開始された事案等について

1 情報提供数

平成 26 年 6 月 1 日（改正大気汚染防止法施行日）以降に、事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案について、特定建築材料に係る事案は 147 件あった。今回、前回までの回答分を含めて、以下年度別の集計結果を報告する。

2 発生原因

事案の発生原因を分析するため、発生原因について調査し、類型別に分類を行った（重複あり）。

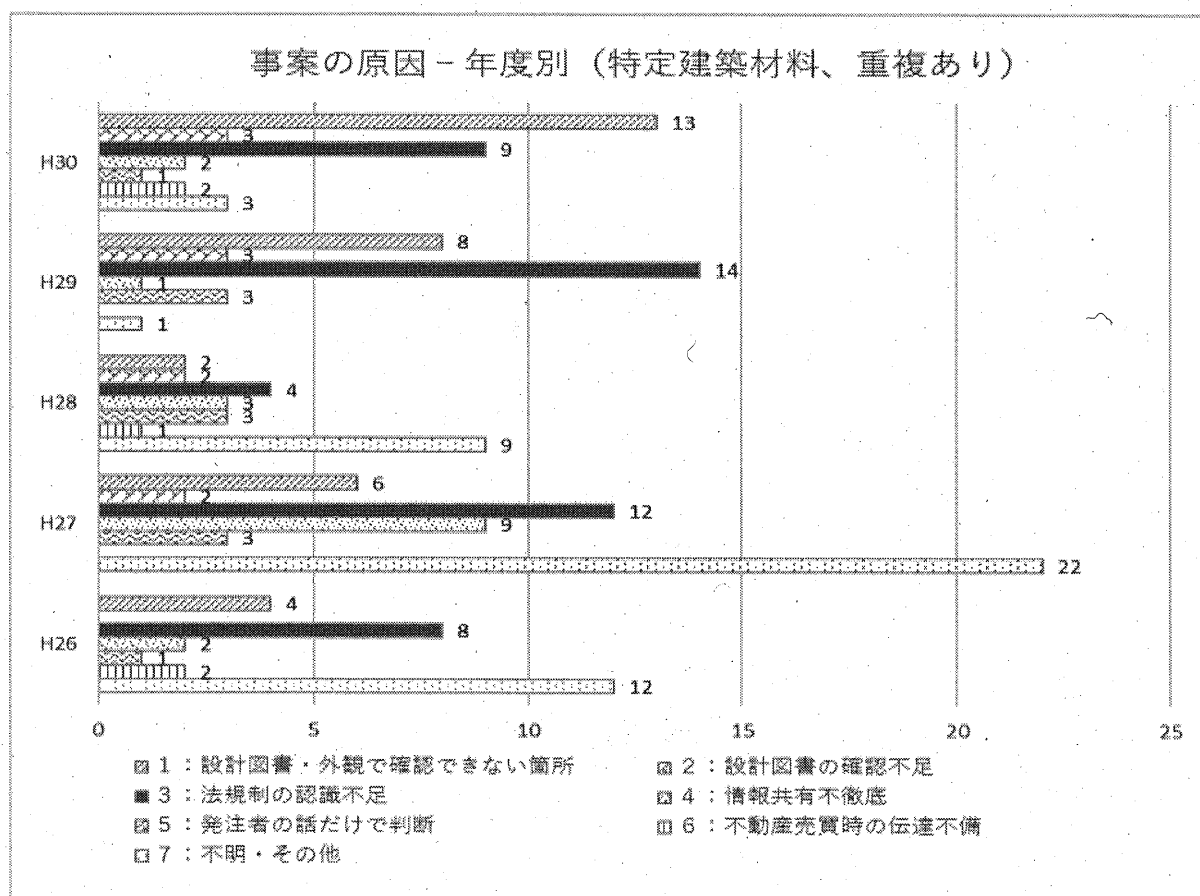


図1 事案の原因（特定建築材料に係るもの、重複あり）

特定建築材料に係る事案 147 件のうち、発注者や受注者の法規制の認識不足によるものは 47 件、発注者から受注者、元請業者から下請業者への伝達の不備や現場作業員への周知の不足など、情報共有の不徹底によるものは 17 件あった。情報共有の不徹底によるもののうち、発注者は石綿含有建材があることを把握していたにもかかわらず、これを受注者に的確に伝えなかったため発生した事案が 3 件あった。発注者からの話のみで石綿なしと判断した事案は 12 件あった。

設計図書・外観では確認できない場所に石綿が含有されていた原因となった事案が 33 件あった一方で、設計図書の確認不足が原因となった事案が 10 件、発注者の話だけで判断した事案が 5 件あ

たほか、他の箇所の結果から推測して石綿がないと判断したが実際にはあったという事案も見受けられた。

3 都道府県等が事案を認知した経緯

都道府県等による把握の状況を分析するため、都道府県等が事案を認知した経緯について調査し、類型別に分類を行った。

表1 都道府県等が事案を認知した経緯（年度別）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	不明	総計
1：通報	9	9	1	9	6		34
2：立入	3	9	7	6	11		36
3：自主報告	8	17	11	11	8	1	56
4：不明・その他	6	10	2	2	1		21
総計	26	45	21	28	26	1	147

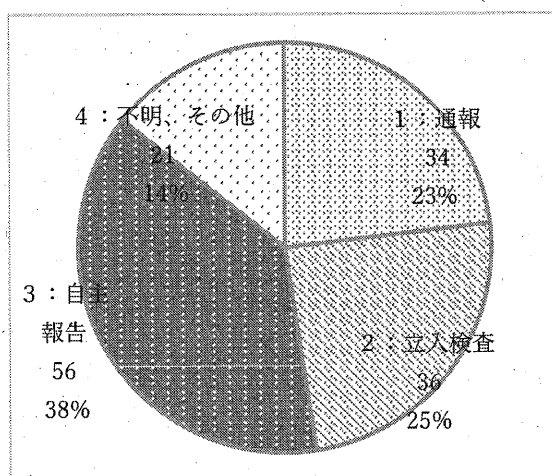


図2 都道府県等が事案を認知した経緯（割合）

特定建築材料に係る事案 147 件のうち、立入検査により発覚したものが 36 件あった。このうち建設リサイクル法の届出情報に基づいて行われたものが 2 件、条例の届出情報に基づいて行われたものが 7 件、パトロール時に立入を行い発見されたものが 4 件、騒音苦情の立入検査の際に発見されたものが 2 件、建材の分析等の指導を行った後、確認のための立入検査を実施したことで発見されたものが 3 件あった。集中検査の確認後の立入りで発見されたものが 3 件あった。

通報によるものが 34 件、解体事業者等から自主的に報告されたものは 56 件あったが、事業者が認知してから数週間～数か月後に行政へ報告が行われた例が複数あり、この中には、行政への報告までの間、石綿飛散防止措置が適切に講じられていない例があった。

また、その他のうち、届出内容の確認（聴き取り）により発覚したものが 2 件あった。

4 事案発覚時点での届出状況

法令等による届出の状況を分析し、他の法令等の届出情報の活用の可能性を検討するため、法令等による届出の状況を調査した。

特定建築材料に係る事案の法令・条例の届出状況を、図3（大防法届出ありの41事案）及び図4（大防法届出なしの106事案）に示した。

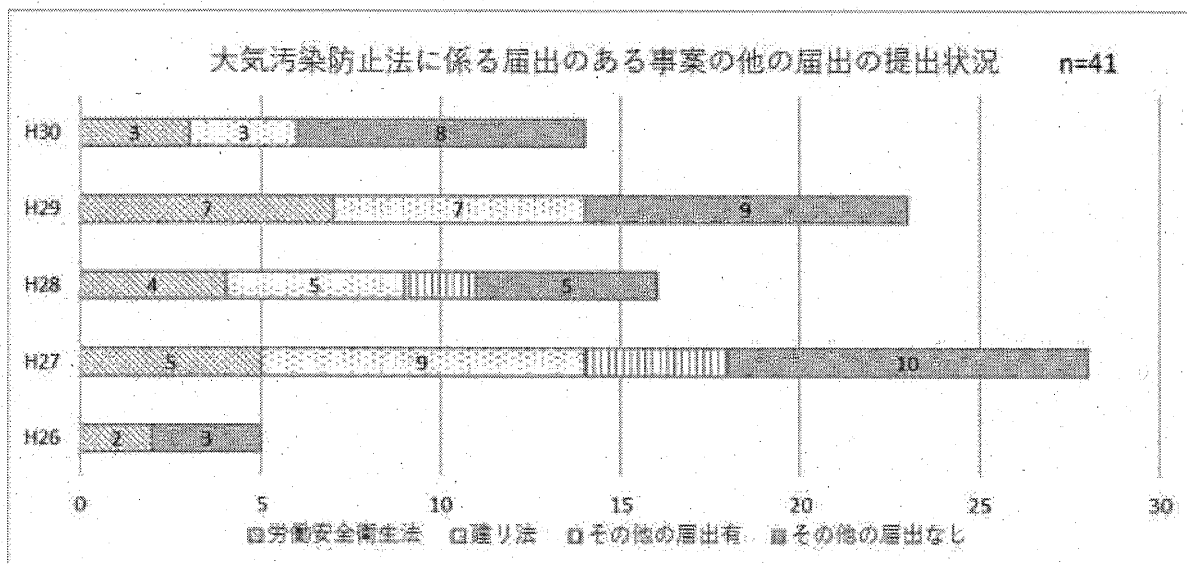


図3 大気汚染防止法に係る届出のある事案の他の届出の提出状況

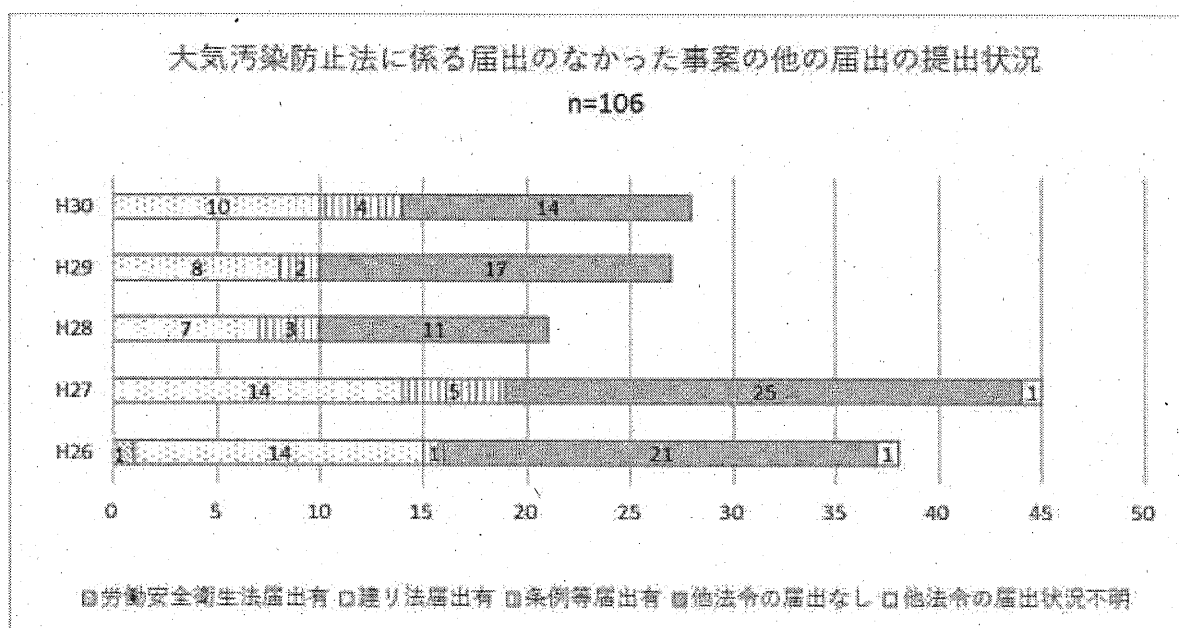


図4 大気汚染防止法に係る届出のなかった事案の他の届出の提出状況

大気汚染防止法の届出のなかった106件のうち、建設リサイクル法の届出が行われていた事案は平成26年から30年までの累計で54件あった。なお、このうち4件については、建設リサイクル法に基づく届出では「付着物（石綿）なし」とされていた。

また、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出が行われていた事案は22件あった。

事 務 連 絡

平成 30 年 4 月 20 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{大気汚染防止法政令市} \end{array} \right]$ 大気環境主管課 御中

環境省水・大気環境局大気環境課

建築物の解体等工事の事前調査について

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

特定粉じん排出等作業における石綿の飛散防止については、これまで対策の徹底に関して通知するとともに、他省庁の対策についても情報提供してきたところです。

このたび、建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について、別添写しのとおり、厚生労働省から都道府県労働局労働基準部長あてに通知されたところです。

貴課におかれましても、厚生労働省通知の内容についてご承知いただくとともに、業務の参考にしてください。

基安化発 0420 第 1 号
平成 30 年 4 月 20 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

建築物の石綿等の使用の有無の事前調査については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）において事業者によるその実施を義務づけるとともに、当該事前調査が的確に行われるよう、関係省庁が整備した情報等の周知、石綿の調査に関する官民の資格を有する者による事前調査の実施についての指導啓発を行うほか、有識者による検討等を踏まえ、通知の発出、リーフレット、マニュアル及びテキストの作成を行うなど、累次にわたって施策を見直してきたところである。

今般、これまでに集積された知見を踏まえ、建築物に係る事前調査において石綿含有建材の使用状況を適切かつ有効に把握するための主な留意点を下記の通りまとめたので、周知啓発を図られたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て周知等を依頼したので了知されたい。

記

1 書面調査及び現地調査（目視、設計図書等による調査）

（1）書面調査

書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであることから、これを省略すべきでないこと。

なお、設計図書や竣工図等の書面は石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものととは限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行うこと（2006（平成 18）年 9 月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く。）。

(2) 現地調査における石綿含有建材の使用状況の網羅的な把握

建築物の事前調査は、建築物の解体や改修作業等を行うことに伴う、石綿等による労働者の健康障害を防止するために行うためのものである。

このため、調査は、建築物のうち解体や改修作業等を行う部分について、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても網羅して行うこと。

(3) 石綿を含有する可能性のある建材及びその石綿含有の有無の判断

労働安全衛生法令における石綿等の対象含有率は、昭和 50 (1975) 年に石綿の重量が 5 %を超えるもの、平成 7 (1995) 年に 1 %を超えるもの、平成 18 (2006) 年 9 月に 0.1%を超えるものとなった。このため、石綿を含有する可能性のある建材について、平成 18 年 9 月以前に記載等された情報(裏面情報等)において単に石綿を含有しないとされていること自体を以て、石綿を含有しないものとは扱えないこと。なお、6 種類すべての石綿を対象にした情報でない場合は、石綿がないとの証明とならないことはもちろんであること。

石綿を含有する可能性のある建材のうち、現場施工のものや表示(裏面情報等)のない工場生産製品は、一般的に当該材料を特定することは困難であるため、当該材料が石綿を含有しないと明らかにするには分析が必要であること。

なお、石綿を含有する可能性のある建材の種類は、「石綿(アスベスト)含有建材データベース」の「関連情報」や「目で見えるアスベスト建材」に例示されているので参考にできること。

(4) 同一と考えられる材料範囲の特定

例えば同一のフロア内・部屋内であっても、建築物等に補修・増改築がなされている場合や建材等の吹付けの色が一部異なる場合等複数回の吹付けや複数業者による施工が疑われるときには、それぞれの範囲ごとに別の材料として、独立して石綿の含有の有無を判断すること。

すなわち、同種類の製品等であっても、ある材料の分析結果や裏面情報等を以て、それとは同一と考えられない範囲の材料について石綿含有の有無の判断を行わないこと(別のものに判断を転用しない)(代表性の適切な判断)。

なお、改修工事等の仕上げでは、表面を同一色に塗装等されることも多く、表面の色が同一であることのみを以て改修が行われていないとの判断は安易に行わず、例えば天井板であれば点検口から裏面確認を行う等、必要な確認を行うこと。

2 試料採取

- (1) 工場生産製品を含め、同一と考えられる建材であっても、製造段階におけるバラツキ等により、石綿の含有状況に変動がある場合がある。そのため、石綿則第 3 条第 2 項の分析により石綿なしを判定しようとする場合には、非意図的に混入した石綿の有無も確認することが必要であることから、分析方法

にかかわらず、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3箇所以上から試料を採取すること（変動性・均一性の適切な考慮）。

- (2) 採取後における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄する等、必要な措置を講じること。なお、目的とする材料に隣接している材料等が分析の際に混入しないよう、試料採取時や運搬時等に留意すること。

3 分析

平成26年3月31日付け基安化発0331第3号「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」によること。

4 事前調査における責任分担の明確化及び情報伝達

- (1) 事業者は、事前調査が適切に行われるよう、上記1から3までの一連の過程に携わる者の間における責任分担を明確にすべきであること。例えば、①同一と考えられる材料範囲の特定（代表性の適切な判断）、②同一材料範囲のうち試料採取する箇所の選定（変動性・均一性の適切な考慮）について判断を行う者を明確にした上で調査を実施すること。
- (2) 特に一部解体や改修の作業について、作業の範囲に応じて調査すべき建築物の範囲が異なってくることから、事業者は、調査すべき範囲を明確にするため、施工責任者等から調査責任者等に対して作業を行う範囲が適切に伝達されるよう必要な指示・依頼等を行うこと。
- (3) 事業者は、分析が適切に行われるよう、現地調査ないし試料採取の責任者等から分析者等に対して、採取した建材の種類など、分析を行うに当たって重要な情報が伝達されるよう必要な指示・依頼等を行うこと。

5 調査の記録

- (1) 石綿則第3条第1項及び第2項に基づく記録については、石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にし、その際、
- ア 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す
 - イ 作業員へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝える
 - ウ 調査の責任分担を明確にする
- 等について記録として残すことを目的に作成すべきであること。

具体的には、アに関して、石綿を含有しないと判断した建材については、例えばメーカーの石綿非含有証明書、試料採取箇所を示す写真等や分析機関の分析結果報告書を添付すること。

また、ウに関して、①同一と考えられる材料範囲の特定、②同一材料範囲のうち試料採取する箇所の選定について、それぞれ、判断を行った者が特定できるよう記録を作成すること。

- (2) 石綿則第3条に基づく調査の記録は、石綿等による労働者の健康障害を防止するためのものであることから、第3条の調査に関して、解体等の作業を伴

わなければ確認の困難であった箇所等について、記録をしておくこと。

6 作業計画

石綿則第4条の作業計画は、石綿等による労働者の健康障害を防止するためのものであることから、当該計画において、第3条の調査に関して解体等の作業を伴わなければ確認が困難であった箇所等は、解体等の作業の段階で石綿含有建材の有無を確認するよう作業計画に盛り込むこと。

7 石綿ばく露・飛散防止の措置

現地調査や試料採取など事前調査のための一連の工程は、解体・改修工事全体で見たときに、労働者の石綿ばく露を最小化することを目的に行うものである。したがって、現地調査や試料採取において労働者が石綿にばく露しないようにすることが基本である。

そのため、裏面確認等は、できるだけ建材の切断等による取壊しを伴わないよう、照明やコンセントなどの電気設備の取外し等により行うよう努めること。また、試料採取を行ったり、網羅的な調査のために現地調査において切断等による取壊しが必要な場合は、石綿則に基づく呼吸用保護具の着用や湿潤化等の措置を徹底すること。

その他、試料採取したときは、採取痕から粉じんを再飛散させないように適切な補修の手段を講じること。

8 その他

上記1から7までの具体的留意事項については、厚生労働省の「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」や「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」等を参考にできること。

また、事前調査の関連では、以下のマニュアル等も参考になること。

ア 石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省、経済産業省）

<http://www.asbestos-database.jp/>

イ 目で見えるアスベスト建材（第2版）（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3.html

ウ 建築物石綿含有建材調査マニュアル（平成26年11月、国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000053.html

※地方公共団体職員向けに作成されたものだが、参考資料として、石綿に関連する建築規制、石綿が多用されている箇所、見落としやすい石綿建材などの事例を掲載している。

(別記関係団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物の石綿等の使用の有無の事前調査については、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)において、建築物の解体・改修等作業を行う労働者を雇用する事業者によるその実施を義務づける等の措置を講じているところです。

今般、これまでに集積された知見を踏まえ、建築物に係る事前調査において石綿含有建材の使用状況を適切かつ有効に把握するための主な留意点を取りまとめ、別添の通り都道府県労働局あて指示いたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、この内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、事前調査を行う者に対する教育等に当たっては、下記にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 建築物に二つと同じ建築物はなく、事前調査を行う者は、過去の経験や建築の知識から類推して調査範囲を絞り込むようなことをせず、建築物や石綿含有建材は多様であるという認識の下、調査に臨むべきであること。
- 2 一方で、建築の知識無しに調査を的確に行うことは容易でなく、事前調査を行う者は、様々な事例の情報入手に努めるなど、自らの能力向上に不断に取り組むべきであること。
- 3 事業者は、事前調査を行う者が関係団体の実施する講習を受講する機会を確保する等、その者の知識・能力等の向上を促進すること。

別記

1 安全衛生団体等

独立行政法人 労働者健康安全機構
公益社団法人 日本作業環境測定協会
公益社団法人 日本保安用品協会
公益社団法人 産業安全技術協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

2 労働災害防止団体

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会

3 建設業関連団体

一般社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
公益社団法人 全国解体工事業団体連合会
一般社団法人 建設産業専門団体連合会
一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会
一般社団法人 住宅生産団体連合会
建設廃棄物協同組合
一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
建設労務安全研究会
一般社団法人 マンション計画修繕施工協会
一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会
一般社団法人 リノベーション住宅推進協議会
一般社団法人 ベターライフリフォーム協会
一般社団法人 日本塗装工業会
一般社団法人 リフォームパートナー協議会
一般社団法人 全建総連リフォーム協会
一般社団法人 住生活リフォーム推進協会
一般社団法人 JBN・全国工務店協会
日本木造住宅耐震補強事業者協同組合
日本建築仕上材工業会
一般社団法人 日本左官業組合連合会
一般社団法人 日本蔦工業連合会
日本建築仕上学会
日本室内装飾事業協同組合連合会

一般社団法人 日本塗料工業会
日本窯業外装材協会
一般社団法人日本エレベータ協会
全日本電気工事業工業組合連合会
一般社団法人 日本保温保冷工業会
一般社団法人 日本電設工業協会
一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

4 石綿関係等

一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人 J A T I 協会
一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
全国アスベスト適正処理協議会
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
一般財団法人 日本環境衛生センター
一般社団法人 日本環境測定分析協会

5 建築関係等

一般財団法人 日本建築センター
一般財団法人 建材試験センター
一般財団法人 建設業振興基金
公益社団法人 日本建築家協会
公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 全日本建築士会
公益財団法人 建築技術教育普及センター
特定非営利活動法人 建築技術支援協会
一般財団法人 全国建設研修センター

6 その他

一般社団法人 不動産協会
公益社団法人 全日本不動産協会
一般社団法人 日本ビルディング協会連合会
公益社団法人 全国産業資源循環連合会
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

